

議案乙第3号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引上げに
係る意見書について

このことについて、別紙意見書を政府等関係方面へ提出されるよう、総社市議会
会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和8年9月25日提出

総社市議会議長 三宅啓介様

提 出 者

文教福祉委員会委員長 山名正晃

提案理由

教職員定数改善のための財源が保障され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり、国会及び政府に対し意見書を提出しようとするものである。

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣

教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引上げに係る意見書

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は2028年度までに35人に引き下げられる。今後は、よりきめ細かな教育の推進に向けて、高等学校での35人以下学級の早期実施と、さらなる少人数学級の拡充が必要である。少人数学級の拡充や教職員定数の改善については、全国知事会が2025年7月に取りまとめた「令和8年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」において、中学校及び高等学校の学級編制標準の引下げや教職員の定数改善を行うとともに、教職員の処遇改善に必要な財源措置を含め、これらに要する経費については国の責任において確実に措置し、地方財政に新たな負担を生じさせないようにすることを国に強く要望している。また、2026年4月からは、教育委員会が作成する業務量管理・健康確保措置実施計画にもとづき、学校における働き方改革が進められているが、業務の外部移行や委託を進めるためには、国による自治体への財政措置が不可欠である。

一方、子どもたちの豊かな学びのため、厳しい財政状況にあっても全国の多くの自治体が、独自財源により人的措置等を講じている。しかしながら、その結果として自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」において国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。国の責任において定数改善に向けた財源保障を行い、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請である。子どもたちの豊かな学びを保障するための条件整備は不可欠であり、地域による格差を生じさせてはならない。

よって、国会及び政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 中学校での35人学級を確実に実施すること。また、学級編制標準の引下げ等、さらなる少人数学級の推進について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働縮減を実現するため、加配教職員の増員や少数職種の配置増など教職員の定数改善を推進すること。
- 3 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
- 4 新規採用を持続的に確保し、教職員がその専門性を十分に発揮できる職場環境

を整えるとともに、長時間労働の是正や適正な給与水準の確保などにより意欲をもって働くことができるよう、教職員の処遇改善に必要な財政措置を講じること。

- 5 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月25日

岡山県総社市議会議長 三宅 啓介